

新潟県立大学授業料等に関する規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 56 号)

改正 平成 26 年 11 月 20 日

改正 平成 27 年 2 月 17 日

改正 平成 31 年 3 月 26 日

改正 令和元年 11 月 26 日

改正 令和 2 年 7 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 63 条、新潟県立大学大学院学則第 37 条の規定に基づき、新潟県立大学の学部及び大学院（以下「学部及び大学院」という。）の授業料その他の費用(以下「授業料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定める。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第 2 条 学部及び大学院の入学試験(研究生及び科目等履修生に係るものを除く。)を受けようとする者にあつては入学検定料を、入学の許可を受けようとする者(研究生及び科目等履修生を除く。)にあつては入学料を、入学した者にあつては授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 別表第 1 入学料の欄の「新潟県の住民」に掲げる入学料は、本人又はその配偶者若しくは 1 親等の親族が入学時の前年の 1 月 1 日以後引き続き県内に居住している者をいう。

なお、大学院の入学料については、本学学部の卒業見込者、既卒生及び大学間協定に基づき入学する者であつて当該大学間協定に特に定めがあるものは「新潟県の住民」と同額とする。

(入学検定料の納付方法)

第 3 条 学部及び大学院に入学を志願する者は、入学検定料を入学願書に添えて納めなければならない。

2 前項の入学検定料は、指定の期日までに納めなければならない。

(入学料の納付方法)

第 4 条 学部及び大学院に入学しようとする者は、入学料を入学手続の際に納めなければならない。

2 前項の入学料は、指定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)に基づく学資支給金(給付奨学金)の予約採用手続による採用候補者の入学料の納付は入学後まで留保するものとする。

4 前項で留保された入学料の全部又は一部の納付が必要になった者は、その納付額を指定の期日までに納めなければならない。

(授業料の納付方法)

- 第5条 授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に区分して納付するものとし、その期ごとの納付額は、年額の2分の1に相当する額とする。ただし、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研修生のそれぞれの期の納付額は、学長が定める。
- 2 前項に規定する授業料の納付期限は、前期にあつては5月31日、後期にあつては11月30日とする。ただし、これらの日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第2項に掲げる日に該当する場合は、その翌日とする。
- 3 学期の中途において入学又は退学した者は、当該学期分の授業料を納めなければならない。
- 4 学期の中途において休学又は復学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日の属する月の翌月(休学の開始日が月の初日の場合は当該月)から、復学した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を納めることを要しない。
- 5 前項の規定に関わらず、休学が当該学期の全期間にわたった者については、納めることを要しない。

(授業料等の納付方法等の特例)

- 第6条 前3条の規定によりがたい者の入学検定料、入学料及び授業料の納付方法、納付期限等については、学長が定める。

(授業料等の減免)

- 第7条 学長は、やむを得ない事情により入学検定料、入学料又は授業料の納付が困難と認められる者には、その全部若しくは一部を免除し、又は授業料の納付期限を延長し、若しくは授業料を分割して納めさせることができる。

(授業料等の不返還の原則)

- 第8条 前条の規定により免除された授業料等を返還する場合を除き、既に納入された授業料等は、原則として返還しない。ただし、学長は、特別に理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(研究生等)

- 第9条 大学は、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研修生(以下「研究生等」という。)を受け入れることができる。
- 2 研究生等の在学期間は、原則として1年とする。
- 3 研究生等は、別表2に定めるところにより、授業料等を納めなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、研究生等の授業料等を徴収しないことができる。

(公開講座受講料)

第9条の2 公開講座（受講料を無料とするものを除く。）を受講しようとする者は、指定の受講料を納めなければならない。

2 前項の受講料の上限は、1時間につき3,000円とする。

3 第1項の受講料は、指定の期日までに納めなければならない。

4 第1項の規定により納めた受講料は、原則として返還しない。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（証明事務手数料）

第10条 卒業証明書、修了証明書、成績及び単位修得証明書その他の証明書の交付を受けようとする者（学生又は研究生等である者を除く。）は、1通につき450円の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項の規定により納めた手数料は、返還しない。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、公立大学法人新潟県立大学定款附則第2項の規定により県立新潟女子短期大学が廃止されるまでの間は、県立新潟女子短期大学について準用する。この場合において、「新潟県立大学」とあるのは「県立新潟女子短期大学」と、第2条第2項中「別表第1」とあるのは、「別表第3」と、第9条第3項中「別表第2」とあるのは、「別表第4」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月28日から施行する。

別表第1(第2条関係)

入学検定料、入学料及び授業料

○学部生

項目		納付額	納付期限
入学検定料		17,000円	入学願書提出時
入学料	新潟県の住民	282,000円	入学手続時
	上記以外の者	564,000円	
授業料(年額)		535,800円	前期分;5月31日 後期分;11月30日
	(前期分)	267,900円	
	(後期分)	267,900円	

○大学院生

項目		納付額	納付期限
入学検定料		30,000円	入学願書提出時
入学料	新潟県の住民	141,000円	入学手続時
	上記以外の者	282,000円	
○修業年限が2年の者			前期分;5月31日 後期分;11月30日
授業料(年額)		535,800円	
	(前期分)	267,900円	
	(後期分)	267,900円	
○修業年限が3年の者			前期分;5月31日 後期分;11月30日
授業料(年額)		357,200円	
	(前期分)	178,600円	
	(後期分)	178,600円	

別表第2(第9条関係)

入学検定料、入学料及び授業料

○研究生

項目		納付額	納付期限
入学検定料		9,800円	入学願書提出時
入学料	新潟県の住民	84,600円	入学手続時
	上記以外の者	84,600円	入学手続時
授業料(月額)		29,700円	毎月15日

○科目等履修生

項目		納付額	納付期限
入学検定料		9,800円	入学願書提出時
入学料	新潟県の住民	28,200円	入学手続時
	上記以外の者	28,200円	入学手続時
授業料(1単位につき)		14,800円	入学許可の日から20日以内

○特別聴講学生

項目		納付額	納付期限
授業料(1単位につき)		14,800円	入学許可の日から20日以内

○聴講生

項目		納付額	納付期限
授業料(1単位につき)		14,800円	入学許可の日から20日以内

○研修生

項目		納付額	納付期限
授業料(月額)		29,700円	入学許可の日から20日以内

別表第3(附則2項関係)

入学検定料、入学料及び授業料

項目		納付額	納付期限
入学検定料		18,000円	入学願書提出時
入学料	新潟県の住民	169,200円	入学手続時
	上記以外の者	345,000円	
授業料(年額)		390,000円	前期分 5月31日 後期分 11月30日
(前期分)		195,000円	
(後期分)		195,000円	

別表第4(附則2項関係)

入学検定料、入学料及び授業料

○研究生

項目	納付額	納付期限
授業料(月額)	29,700円	毎月15日
入学料	28,200円	入学時
入学検定料	9,800円	入学願書提出時

○科目等履修生

項目	納付額	納付期限
授業料(1単位につき)	14,800円	入学許可の日から20日以内
入学料	28,200円	入学時
入学検定料	9,800円	入学願書提出時

○特別聴講学生

項目	納付額	納付期限
授業料(1単位につき)	14,800円	入学許可の日から20日以内
入学料	徴収しない	—
入学検定料	徴収しない	—

注) 特別聴講学生の授業料については、本学と他大学(短期大学を含む。)との間において締結された単位の互換に関する協定に基づき、当該特別聴講学生の授業料が不徴収とされたときは、徴収しない。